

事務の委託に関する規約例

(参考：松本英昭著「逐条地方自治法」学陽書房)

X市(町) Y市(町) ○○に関する事務(等)の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第一条 X市(町)は、左に掲げる事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行をY市(町)に委託する。

- 一 Aに関する事務
- 二 Bに関する事務
- 三 (C事務中) Dに関する事項(事務)

(管理及び執行の方法)

第二条 前条に掲げるBに関する事務の管理及び執行については、X市(町)の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の負担及び予算の執行)

第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、X市(町)の負担とし、X市(町)は、予め、これをY市(町)に交付するものとする。

- 2 前項の経費の額及び交付の時期は、Y市(町)長がX市(町)長と協議して定める。この場合において、Y市(町)長は、予め、委託事務に要する経費の見積に関する書類(事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。)をX市(町)長に送付しなければならない。

第四条 Y市(町)長は、その委託を受けた事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、Y市(町)歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第五条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料(又は手数料等)の収入は、すべてY市(町)の収入とする。

第六条 Y市(町)長は、各年度において、その委託事務の執行にかかる予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、Y市(町)長は、繰越金の生じた理由を附記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかにX市(町)長に提出しなければならない。

(決算の場合の措置)

第七条 Y市(町)長は、地方自治法第二百三十三条第六項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分をX市(町)長に通知するものとする。

(連絡会議)

第八条 Y市(町)長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、X市(町)長と年(月)〇回定期的に連絡会議を開くものとする。但し、X市(町)長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第九条 委託事務の管理及び執行について適用されるX市(町)(Y市(町))の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合においては、X市(町)(Y市(町))は、予め、Y市(町)(X市(町))に通知しなければならない。

第十条 委託事務中Aに関する事務及び(C事務中)Dに関する事項(事務)に適用されるY市(町)の条例等の全部若しくは一部が改正された場合においては、Y市(町)は直ちに当該条例等をX市(町)に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があつたときは、X市(町)は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(その他)

第十一条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、X市(町)及びY市(町)が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。
- 2 X市(町)長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関するY市(町)の条例が、X市(町)に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。
- 3 委託事務の全部若しくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日を以てこれを打切り、Y市(町)長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかにX市(町)に還付しなければならない。